

本件事故によりお支払する賠償金に係る所得税の課税関係

避難等対象者への賠償金

【非課税所得に該当するもの】

損害項目	理由
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活等による精神的損害 ○ 生命・身体的損害 ○ 検査費用（人） ○ 放射線被曝による損害 	<p>心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（心身の損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含みます。）に該当します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難・帰宅費用 ○ 一時立入費用 ○ 検査費用（物（家事用資産）） 	<p>不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金に該当します。</p>

【非課税所得に該当しないもの】

損害項目	理由
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労不能損害のうち、給与等の減収分に対するもの 	<p>逸失利益に対する補償のため、非課税所得に該当せず、一時所得の収入金額となります。</p> <p>※ 個々の所得者ごとに、収入金額から特別控除額（50万円）を控除し、2分の1をしたものが課税の対象となります。</p> <p>※ 転居費用及び通勤費増額に係る賠償金については、課税関係は生じません。</p>

個人の事業に関する賠償金

【事業所得等の収入金額に算入するもの】

損害項目	理由
<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業損害のうち、追加的費用に係るもの ○ 検査費用（物（業務用資産・棚卸資産）） 	<p>各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するためのものに該当します。</p> <p>※ 追加的費用等が必要経費として収入金額から控除されるため、実質的に課税は生じません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業損害のうち、減収分（逸失利益）に対するもの 	<p>①業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由によりその業務の収益の補償として取得する補償金、又は②棚卸資産等につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金に該当します。</p> <p>※ 減価償却費などの必要経費を控除した残額（所得）が課税対象となります。</p>

※ 事業所得等に係る収入金額の算入すべき時期

一般的には賠償金のお支払に関する合意書を当社あて送付したことにより、当社との合意等が成立したときとなりますが、継続して、その補償対象期間に応じそれぞれの年分の事業所得等に係る収入金額に算入し、これに基づいて申告することも、差し支えない。